

令和5年9月決算審査特別委員会

令和5年9月14日（木曜日）

◎ 出欠席委員氏名

東海林 信 弘 委員長 石 垣 光 洋 副委員長

出席委員（12名）

1番 安達 智 勇 委員	3番 安孫子 真 弥 委員	4番 東海林 信 弘 委員
5番 石垣 光 洋 委員	6番 増 川 憲 一 委員	7番 木 村 章 一 委員
8番 佐藤 修 二 委員	9番 鈴木 英 友 委員	10番 林 智 委員
11番 奥 山 英 幸 委員	12番 吉 田 芳 美 委員	14番 細 矢 誓 子 委員

欠席委員（1名）

2番 漆 山 光 春 委員

◎ 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

田 川 美和子 事 務 局 長 須 藤 隆 一 議 事 係 長
嶋 田 愛 主 査

◎ 説明のため議場に出席した者の職氏名

森 谷 俊 雄 町 長	河 内 耕 治 副 町 長
板 坂 憲 助 教 育 長	真 木 吉 雄 監 査 委 員
須 藤 俊 一 防 災 ・ 危 機 管 理 監 兼 総 務 課 長	真 木 秀 章 防 災 危 機 管 理 課 長
日 塔 俊 浩 空 き 家 対 策 主 幹	牧 野 隆 博 政 策 推 進 監 兼 企 画 財 政 課 長
佐 藤 晃 一 ま ち づ くり 推 進 課 長	鈴 木 淳 子 ま ち づ くり 推 進 主 幹
今 部 憲 治 税 務 町 民 課 長	矢 作 勲 健 康 福 祉 課 長
池 田 恵 子 子 育 て 支 援 主 幹	宇 野 勝 農 林 振 興 課 長 併 農 業 委 員 会 事 務 局 長
軽 部 広 文 商 工 観 光 課 長	土 方 一 郎 都 市 整 備 課 長
大 泉 正 博 上 下 水 道 課 長	軽 部 昭 博 会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長

秋 場 弘 昭 学 校 教 育 課 長
庄 司 祐 一 総 務 課 長 補 佐 兼
働 き 方 改 革 推 進 係 長

日 下 部 敦 子 生 涯 学 習 課 長
丹 野 晋 尚 企 画 財 政 課 長
補 佐 兼 財 政 係 長

◎ 委員会日程

令和5年9月14日（木） 午前9時開議

委員会日程第4号

日程第1 付託案件の審査、採決

議第55号 令和4年度河北町水道事業会計の剰余金処分及び決算認定について

閉 会

◎ 本日の会議に付した事件

委員会日程第4号のとおり

◎ 開 議

午前9時

○東海林委員長 おはようございます。

本日の欠席通告委員は、2番漆山光春委員であります。

ただいまの出席委員数は12名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の委員会日程は、お手元に配付のとおりであります。

○東海林委員長 日程第1、付託案件の審査、採決を行います。

議第55号令和4年度河北町水道事業会計の剰余金処分及び決算認定についてを議題とします。

収益的収入及び資本的収入並びに歳出全款についての質疑の通告を求めます。

(10番、14番の通告あり)

確認します。10番、14番、落ちありませんか。

(「なし」の声あり)

それでは、質疑に入ります。「10番林智委員」

○林委員 おはようございます。

それでは、水道事業会計について質問をさせていただきます。

決算書、12ページ、数字の部分ではないんですが、概況という中身になると思うのですが、令和4年度の8月頃に治部橋水源地のほう運転を停止したというふうに聞いてはいるんですが、そういったことが書いてはいないのですが、治部橋水源地は河北町の水源地としてとても大切な部分だと私も認識していますが、そういったことが停止しているのに書いていないのはどういうことなのかちょっとお聞きしたいです。

○東海林委員長 「大泉上下水道課長」

○大泉上下水道課長 おはようございます。

ご質問ありました治部橋水源地、落雷によりまして機能を停止して、半年以上使えなかったというふうな部分が、水道事業の報告書に一切記載がなかったというふうなご指摘の

点について、ご説明いたします。

決算の報告書というふうな部分につきましては、基本的には予算の執行というふうな部分の中で、これまでそういった事業の内容の部分について掲載してきたというふうなところではありますけれども、このたび河北町の自己水源というふうな部分の中で、災害時にそういった機能をしっかり活用できるようにしなければならない施設が、半年以上使えなくなったというふうな部分が非常に大きな事故だったなというふうなことは認識しているところであります。

そういった中で、決算書にそういった項目について載せるべきというふうなご意見というふうなものは頂戴いたしまして、今後そういった決算の報告書の内容に、そういった重大事案につきましては、何らかの記載というふうな形で検討していきたいというふうに思っています。

○東海林委員長 「10番林委員」

○林委員 ご答弁ありがとうございます。

停止、なかなかこの報告書に記載というのは難しいという話であります、本来であれば去年の8月、今説明のあったとおり、8月から半年以上停止したままで、年度が変わってから補正が生まれ、修繕という形になっていますが、本来であればこの4年度の中で補正で行い修繕までやって、修繕の結果が本当だったら載ってくるべき事態だったと思います。

その辺をしっかりと今後の業務としてしっかり改善していただき、この次はこんなことがないように、しっかりとしていただきたいと思えます。

以上で終わります。

○東海林委員長 以上で、10番林智委員の質疑を終わります。

次に、「14番細矢誓子委員」

○細矢委員 すみません、それでは私のほうから2点ほどお聞きいたします。

1点、14ページ、職員に関する事項でございますけれども、令和3年、4年も技術職員という方の採用がされていない。

この事務職員、技術職員という枠がここにありますので、技術職員も必要としているというふうに私は理解していますけれども、その採用、応募される方がないのか、応募してもその基準に達していなくて採用ができないのか、その辺の内訳、内容をお聞きいたします。

もう1点は、17ページ、事業収益に関する事項でございますけれども、営業外収益というのが令和3年度よりも減少しています。その内容、内訳をお知らせください。教えてください。

○東海林委員長 「大泉上下水道課長」

○大泉上下水道課長 お答えいたします。

14ページ、職員に関する事項の中で、技術職員、令和3年度、令和4年度というふうな部分でありますけれども、こちら水道事業会計のほうで配置されている職員なんですけれども、役場全体の中で企業会計、上下水道課のほうに技術者として配置された人数が令和3年度、令和4年度ともゼロであったというふうな部分で、技術者の必要性というふうな部分なんですけれども、やはり上下水道工事、修繕、施設の維持をしていくために当たっては、それらの資格を有する者が業務に携わる必要があるというふうな部分があります。

そういった中で、技術職員というふうなものではないんですけれども、一般の事務職員の方が、技術管理者というふうなものの資格取得をしていただきまして、そういった技術系の分野も併せて業務を行っていただいているというふうな状況になっています。

そういった中で、実際技術者の配置という

ふうなところまで、職員の一般事務、技術職員の職種というふうな分類する中では、そういった配置はなされていないんですけれども、実際業務に当たっては、そういった研修に行っていたかまして、技術管理者というふうな資格を取得し、そういったルールに基づいて、業務を技術的なものも行っていただいているというふうなものであります。

あと17ページです。事業収益に関する事項の営業外収益というふうな部分で、令和4年度、令和3年度比較で、減額というふうな部分の理由というふうなものであります。

主な理由としましては、会計上の処理の部分なんですけれども、長期前受金戻入益というふうなところで、約99万の減というふうな部分と、雑収益量水器売却というふうな部分の中で42万ほど増えたというふうな部分で、トータル的に約67万ほど最終的に減額となったというふうなことであります。

○東海林委員長 「須藤防災・危機管理監兼総務課長」

○須藤防災・危機管理監兼総務課長 技術職に関してのお話でございますけれども、14ページに記載の部分は役職に関わる部分での記載という部分で、実質は技術的な部分を経験されて、職員という部分は配属なども若干ございます。

とはいえ、我々役場職員全体としての話になりますけれども、やはり技術職のプロフェッショナルという部分は、どうしても今ちょっと少ない状況もあるということから、昨日来お話ししている職員採用に関しては、社会人の経験枠を含めて、そういった豊富な技術経験を持ち合わせた、そういった方々を募集しながら、引き続き体制の強化を進めていきたいという考えでございます。

○東海林委員長 「14番細矢誓子委員」

○細矢委員 その職員さんに関する今ご説明でし

たけれども、やはり水道事業というと特別にそういう技術をお持ちの方がそこに配属されているということは大変、仕事の上ではとても便利というか、あれがあると思いますので、せっかくそこに枠があって採用することを前提としてここに上げていらっしゃるんですから、一般職の事務職員さんがそういう様々な資格を取られたりするの、それは大変いいことだと思いますけれども、その仕事が多量になつたりすることのないように、技術職員さんをしっかり確保して、その中に配置をしていくという方向に進めていただければなあと思っております。

それから、先ほどの営業外収入のほうですけども、課長の説明で雑収益が42万ほどあったというふうなご説明でしたけれども、その雑集収益の内訳をお知らせください。

○東海林委員長 「大泉上下水道課長」

○大泉上下水道課長 雑収益の主な内容でございますけれども、水道のメーター売却になります。

○東海林委員長 「14番細矢誓子委員」

○細矢委員 分かりました。ありがとうございました。

○東海林委員長 以上で、14番細矢誓子委員の質疑を終わります。

以上で質疑を終結します。

討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

採決します。

本案を原案のとおり決定及び認定するに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

賛成全員であります。

よって、議第55号令和4年度河北町水道事業会計の剰余金処分及び決算認定については、原案のとおり可決及び認定することに決定し

ました。

○東海林委員長 これをもって、本決算審査特別委員会に付託されました8議案についての審査は全て終了しました。

お諮りします。本決算審査特別委員会は、議長を除く全議員で構成されていますので、本会議には審査経過についての報告を省略し、結果のみを報告したいと思います。これに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本会議には結果のみを報告することとします。

これにて決算審査特別委員会を閉会することになりますが、閉会に当たり一言御礼を申し上げます。

去る9月11日から本日まで、各委員の皆様には終始慎重にご審議いただきまして、改めて御礼を申し上げます。

また、不慣れな委員長で多々ご迷惑をおかけし、おわび申し上げます。

当局におかれましても、終始懇切な説明に当たられましたこと深く御礼申し上げます。

審査の過程におかれましては、各委員からの多くの提言がなされましたが、それらのことは全て町民の声であることを理解され、今後の町政に十分生かされることを強く願うものであります。

閉会に当たりまして、一言御礼の言葉いたします。ありがとうございました。

以上をもちまして、決算審査特別委員会を閉会します。ご協力ありがとうございました。

午前9時13分 閉会

令和5年9月

臨時委員長 細矢誓子

決算審査特別委員長 東海林 信 弘

会議録署名委員 林 智

会議録署名委員 増川 憲 一

~~~~~  
会議の経過を記載し、その相違のないことを証するためここに署名します。

